



被扶養者の

資格確認調査を実施します

共済組合では、現在扶養認定されている被扶養者の現況や収入等を調査し、適正に扶養要件を満たしているかを確認するため、毎年、資格確認調査を実施しています。

この調査は医療費増高対策ならびに短期給付財政の適正化を目的に行うもので、大変重要な調査となります。

なお、提出期限は**8月23日(金)**までとなっておりますので調査の主旨をご理解いただき、期限までに必ずご提出くださるようご協力をお願いします。**期限までに提出されない場合、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。**

提出期限 令和6年8月23日(金)

調査対象者

令和6年3月31日以前に扶養認定を受けた人で
扶養手当の支給対象外である

18歳以上の被扶養者 (平成18年4月1日以前生まれの被扶養者)

調査方法

調査対象者を扶養する組合員の方へ、7月上旬頃に「被扶養者資格確認届書」を所属所経由でお送りしますので、被扶養者の現況に応じた書類(下記 ② 被扶養者の資格確認に必要な書類参照)を添付し、勤務先の共済担当課に提出してください。

1 扶養認定に関するポイント

被扶養者の現在状況	資格確認のポイント
学生	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? →130万円以上の収入があれば、アルバイトでも認定はできません! ● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか?
給与収入のある方	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用条件変更等により認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? ● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか? →130万円以上の収入の見込みがあれば取消となります!(通勤手当等を含む税金等控除前の総支給額)
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金受給開始年齢到達、年金額改定等により限度額を超えていませんか? →振込があった月の初日に遡って取消となります! ※障害年金、遺族年金、個人年金、企業年金等も含まれます。
雇用保険待期中または受給延長中の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険(日額3,612円以上)を受給していませんか?→もし受給していると遡って取消となります!
組合員と別居している方 (配偶者・子を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ● 別居している被扶養者の収入を上回る仕送りをしていますか? →収入以上の仕送りが確認できない場合は取消となります!
同居が認定要件の方(義父母、おじ・おば等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在別居していませんか?→同居が条件です。別居は認定取消となります!
事業所得のある方	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? →共済組合の扶養認定上の所得は、税法上の所得とは異なり、健康保険法に基づき共済組合が定める必要経費を控除した額となります!

P10 Q&Aを参照

P10 Q&Aを参照

注意 役員報酬、配当所得も収入に含みます。

認定限度額にごご注意ください

60歳以上の方

年間180万円

60歳未満の方

年間130万円

2 被扶養者の資格確認に必要な書類

対象者	添付していただく書類
学生	扶養手当無 在学証明書(令和6年4月以降発行のもの)および令和5年分所得証明書
給与所得者	扶養手当無 事業主の証明(1年間の収入見込額)または直近3カ月の給与明細(写)および令和5年分所得証明書
年金受給者	扶養手当無 最新の年金振込通知書(写)または改定通知書(写)等(通帳のコピー不可)および令和5年分所得証明書
事業所得者	令和5年分の確定申告書(写)および収支内訳書(写)
別居の被扶養者(配偶者および子以外の方)	過去1年分の仕送りの事実が確認できる通帳(写)または銀行等の自動送金サービス利用の契約書(写)

被扶養者が認定要件を満たしていないことが判明した場合、すみやかに**認定の取消手続き**を行うことになります。調査の主旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

注意 父母どちらか一方が被扶養者になっている場合、父母双方の収入がわかる書類(上記参照)を提出してください。

*共済組合がマイナンバーを利用した情報連携によって、所得証明書の情報を受け取ることに同意いただける場合、認定を受けようとする方の所得証明書の添付は不要です。

被扶養者の資格確認調査 Q&A

Q 私(組合員)の妻は自営業を営んでいます。毎年、売上や経費が変わるのですが、**扶養認定において認められる経費について教えてください。**

A 通常、扶養認定の認定限度額を計算する際は収入を用いますが、事業所得のある方は経費を差し引くことができます。ただし、差し引くことのできる経費は**所得税法上の経費ではなく、健康保険法に基づき共済組合が定める必要経費**を控除した額となります。具体的には次のとおりとなりますので、確定申告時の「収支内訳書」をご確認のうえ、認定限度額計算の参考としてください。

共済組合が定める経費 (○…認められる経費 ×…認められない経費)

●農業所得者

小作料	消耗品費	雇人費	賃借料	作業衣服費	修繕費	農具費	地代家賃	農薬費
○	○	○	○	○	○	○	○	○
諸材料費	苗代	土地改良費	光熱給水費	肥料代	減価償却費	専従者給与	旅費	租税公課
○	○	○	○	○	×	×	×	×
交通費	通信費	農業共済掛金	運搬費					
×	×	×	×					

●事業所得者

仕入	給料賃金	光熱給水費	修繕費	消耗品費	地代家賃	減価償却費	広告宣伝費	通信費
○	○	○	○	○	○	×	×	×
旅費	専従者給与	福利厚生費	交通費	図書新聞費	運搬費	接待交際費	租税公課	研修費
×	×	×	×	×	×	×	×	×

●計算例(収入が事業所得のみの場合)

売上150万円 - 認められる経費30万円 = 120万円 ⇒ 120万円 < 130万円(認定限度額)のため、認定可

Q 両親が被扶養者として認定されていますが、**今月から両親と別居することになりました。どうすればよいですか？**

A 組合員と同一世帯に属していない場合、**認定対象者(父母)の収入を超える組合員の仕送り(援助)が必要**となります。

例1 両親の収入が年金と給与収入の場合

父の収入(年額) ▶ 年金90万円 + 給与収入30万円(ボーナスを含む) = 120万円

母の収入(年額) ▶ 年金60万円

計算式…①父母の合計年収を計算 120万円 + 60万円 = 180万円

②父母の合計年収を月額に換算 180万円 ÷ 12月 = 15万円

父母を認定するには
毎月**15万円以上**の
仕送りが必要

例2 父母共に無職で、収入が無い場合

父母の収入が無いまたは少額の場合でも、
父母が生活できる最低限の仕送り額が必要となります。
最低限の仕送り額は、認定対象者の1ヵ月あたりの収入が
5万円未満の場合、1人につき5万円以上となります。

計算式…仕送り額の1ヵ月の最低額5万円 × 2人 = 10万円

父母を認定するには
毎月**10万円以上**の
仕送りが必要

【お問い合わせ先】 共済組合保健課 TEL076-263-3367 または 勤務先の共済担当課